

「渋谷区狭あい道路拡幅整備事前協議等協議書」の提出について

渋谷区の狭あい道路拡幅整備の協議は、道路拡幅部分の整備方法と道路管理区分について建築主等と渋谷区が協議をするものです。道路中心線の協議ではありませんので、道路中心線の相談は建築課調査係で行ってください。

(1) 協議について

1) 協議書は建築確認申請を行う**30日前まで**に必要な書類をそろえて提出してください。通常は協議書の受付から2～3週間で副本（事前協議等済通知書）を発行できます。ただし、協議書に不備がある場合はこの限りではありません。

2) 協議書の提出部数は、**正本、副本の2部**です。副本は、正本のコピーで構いません。また、公図・登記事項全部証明書はコピーもしくはインターネットで取得したもので結構です。

(2) 道路拡幅整備工事と助成金等について

1) 次の建築主等との協議は、**区による道路拡幅整備工事**の対象になります。また、渋谷区狭あい道路の拡幅整備に関する条例及び施行規則に定めのある事項について、**助成金等の交付**の対象になります。

- ・個人
- ・中小企業基本法第2条第1項に定められた会社

2) 1)にかかわらず、建築主等が次のいずれかに該当する場合は、区による拡幅整備工事及び助成金等の交付の対象にはなりません。

- ・計画する建築物の延べ面積が、500㎡以上の建築主等の場合。
- ・販売または賃貸のための建築等を行う宅地建物取引業法第2条第3号に規定する宅地建物取引業者が建築主等の場合。

3) 1)以外の建築主等及び2)の建築主等は、自費で道路拡幅整備工事を行っていただきます。さらに助成金等の交付もありません。また、1)の建築主でも、自費での道路拡幅整備工事を選択した場合は、助成金等の交付はありません。

(3) 必要書類について

1) 「『渋谷区狭あい道路の拡幅整備に関する協議』必要書類フローチャート」を参照してください。

2) 現況図は、建築課調査係で道路相談を行い「道路相談済」のスタンプが押されたもので、次の()内のものを記載した図面です。(現況の道路・敷地にある塀・門扉・L型側溝・擁壁・杭・鉄・プレート等の地物および電柱・街路灯・標識等の支障物件) 更に、道路後退面積の求積図を記載してください。

3) 外構図は、道路拡幅整備した後の道路の外構完成図です。現況にL型側溝があれば、L型側溝を後退位置に、舗装がアスファルト舗装であれば、後退部分にアスファルト舗装と記載してください。支障物件（電柱・街路灯・標識等）がある場合には移設希望位置を記載してください。さらに、後退部分に自己所有の隣地塀があれば撤去した図も示します。

※隣地塀の撤去が困難な場合については、ご相談ください。この場合、建築の完了検査の関係から、建築確認検査機関とも事前に相談する必要があります。